

川崎市公告第1195号

道 路 の 指 定 に つ い て

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和7年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	鶴川駅南口アクセス道路整備事業
指定区間の 地名・地番	川崎市麻生区岡上字関301番2、302番2、302番3、303番2、338番2、 川崎市麻生区岡上三丁目338番3、 川崎市麻生区岡上字川井田下348番2、349番2、367番2、368番2、 371番2、372番2、383番2、384番2、388番2、394番2、395番2、398番2、399番2 川崎市麻生区岡上字川井田563番2、564番2、565番2、600番2、603番3、605番、627番3、 川崎市麻生区岡上字丸山628番、630番2、631番2、632番2、632番2、632番3、633番3、673番2
幅員・延長	10.75m～25.10m × 17.40m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第259号 令和7年7月31日